

善通寺市週休2日制モデル工事（建築工事編）Q&A

Q1. 要領第2条の発注者指定型と受注者希望型の対象となる工事を教えてください。

A1. 発注者指定型は入札公告に記載するものとし、受注者希望型は第7条の確認手続きを経て市が認めた場合とする。

ただし工事の施工条件等により、対応が困難であるなど、週休2日に取り組むことが適切でないと思われる以下に該当する工事は対象外とします。

- ① 現場施工が1週間程度の短期間の工事
- ② 緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- ③ 社会的要請等により強く早期の工事完成が望まれる工事
例：災害復旧工事、仮設住宅建設工事、使用開始時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事
- ④ 工事施工時間や施工方法への制約が予想される工事
例：施設管理者からの施工時間の指定など、地域からの要望が予測される工事

Q2. 工事着手日とは具体的にどの日のことですか？

A2. 工事着手日とは、工事開始以降の実際の工事の為の準備工事（施工に先立って行う、調査・測量、現場事務所の設置等工事施工上必要な準備に要する業務等をいう）に着手する日をいいます。

Q3. 要領第4条第1項のただし書きの「災害時の緊急対応、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業及びその他緊急等でやむを得ない場合」とはどのような作業ですか。

A3. 次のような作業が考えられます。

- (1) 災害時の緊急対応
 - ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害時の対応作業
- (2) 品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業
 - ・コンクリート養生等の施工品質を確保する上で必要な作業
 - ・工程表上特に必要な段階であると認められる時期における、第三者災害防止作業や安全パトロール、警備

(3) その他緊急等でやむを得ない場合

- ・受注者側の責によらない緊急的な休日作業が追加的に発生した場合の対応。(発注者指示等)
 - ・その他、監督職員が必要と認めた作業
- 休工予定日にこれらの作業を行った場合、休工日とカウントします。

Q 4. 祝日はどのように取り扱えばよいですか。

A 4. 休工すれば休工日の実績とすることができます。

Q 5. 降雨や降雪等による予定外の休工日は、休工日の実績と考えてよいですか。

A 5. 休工すれば休工日の実績とすることができます。

雨天などにより、休工日とした場合はその日を起点として14日以内の休工予定日を工程回復の為の代替日とできる。完全週休2日を目標としている場合、その週における現場閉所率は28.5%を下回っても良いものとする。

Q 6. 午前みの休工、又は午後みの休工とした場合は0.5日休工として扱われますか？

A 6. 原則として1日単位で休工を実施したか否かを確認するものであり0.5日休工としては扱いません。

Q 7. 前日に施工可能と判断し、朝8時に作業員等が現場に集合したが天気予報が外れ、現場での施工を断念し、現場代理人を始め、作業員等を解散した場合は休工として扱われますか？

A 7. 降雨、降雪等による予定外の休工についても、休工日の実績とすることができます。

Q 8. 平日、悪天候により休工した際に、監理技術者等が現場事務所ではなく、本社で書類を作成した場合は、休工日として扱われますか？

A 8. 休工（現場閉所）とは、工事施工箇所において材料搬入等を含めて、一切の現地作業を行わない状態を言います。休工日に本社で書類を作成した場合は、現行制度では休工日として扱うことは可能です。ただし対象者が振替休暇を取得するなど本制度の主旨に沿った対応がとられるべきと認識しています。

Q 9. 要領第 7 条の内容とは、具体的にどのようなものになりますか。

A 9. 工事着手日から竣工日までの間で、週休 2 日を遂行できる工程を検討してください。なお、工期延期を行うことが入札公告等において明記されている工事は、工期延長後の工期で作成してください。

Q 10. 要領第 8 条の工事中標示板とは、具体的にどのようなものになりますか。

A 10. 工事看板に「善通寺市週休 2 日制モデル工事」と表記し、監督職員の承認を得てください。

Q 11. 要領第 9 条の休工日の確保状況を確認できる資料とはどのようなものですか？

A 11. 休工日の確保の状況を確認できる資料の例として別紙 1、別紙 2（週休 2 日確認シート）を参考にしてください。

Q 12. 現場閉所率はどのように算出されますか。

A 12. 現場閉所率の算出は、次のとおりです。

着工日によらず、月曜日から日曜日までの 7 日間を基準とする。

竣工日を含む最終週が 5 日以内の場合は休工日が無くても良いものとする。

現場閉所率＝対象期間の現場閉所日数／対象期間の日数×100

- ・完全週休 2 日：現場閉所率 28.5%（2 日／7 日）以上
- ・4 週 8 休以上：現場閉所率 28.5%（対象期間の現場閉所日数／対象期間の日数×100）以上

・第3条に記載のとおり、年末年始休暇6日間（土日を休工日とした場合は休工とできる）及び夏季休暇3日間（土日を休工とした場合は休工とできる）、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者が事前に対象外としている期間（受注者の責によらずに現場作業を余儀なくされる期間）などは対象期間に含まれません。

Q13. 受注者希望型の工事を受注した場合に、受注者としては工事を早期に完成させたいことから4週8休とはせず工事を実施したいのですが、何かペナルティはありますか？

A13. 市からのペナルティは特にありませんが、2024年4月1日より法律では時間外労働の上限規制が導入されています。法律上、時間外労働の上限が原則として、月に45時間、年間360時間までとなりました。これに企業が違反した場合は罰則が科せられます。罰則内容としては、6か月以下の懲役、又は30万円以下の罰金です。

Q14. 完全週休2日を目標として工事を開始し、工事途中で4週8休に切り替えることは可能ですか？

A14. 監督職員と切替日等を協議した上で、変更することは可能です。

Q15. 第11条の経費の負担について教えてください。

A15. 国土交通省では建設業の働き方改革を推進する観点から「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和4年3月31日付け国会公契第59号、国官技第369号）により週休2日の確保にあたって必要となる費用の計上を行っているところですが、善通寺市では4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格は作成しておりません。

また4週8休の達成によらず増額または減額補正を致しません。

Q16．要領第13条の工事成績評定で評価とはどのような内容ですか。

A16．取組に応じて、以下の場合に評価・反映します。

完全週休2日を達成した場合	+2点
4週8休を達成した場合	+1点
未達成の場合	±0点
発注者指定型で、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合※	-2点

完全週休2日達成及び4週8休達成の場合は創意工夫のその他において各々加点を実施します。

※ 明らかに取り組む姿勢が見られなかったとは、受注者が工事着手日までに週休2日を考慮した工程表を作成せず、工事監督員と協議しなかった場合等が考えられます。その場合、工程管理における項目で「文書による改善指示」をチェックし、工事成績評定に反映します。

Q17．要領第14条のアンケートの内容はどのようなものですか？

A17．アンケートは別紙3のとおりです。

Q18．全体の手続きの流れはどのようなものになりますか？

A18．別紙4手続きフローを参考にしてください。